

令和8年10月25日執行

中井町長選挙

候補者のしおり

中井町選挙管理委員会

Tel 中井町役場 0465(81)1111

この「しおり」は、令和 8 年 10 月 25 日に執行される中井町長選挙にあたり、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物件及び選挙運動についてご注意を願うべき事項等をまとめたものです。

もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請等について疑問の点がありましたら、遠慮なく当選挙管理委員会にお問い合わせください。

令和 8 年 9 月

中 井 町 選 挙 管 理 委 員 会

住 所 足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

電 話 0465 (81) 1111 (代表)

凡 例

法・・・・・・・・・・公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令・・・・・・・・・・公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

規則・・・・・・・・・・公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）

政規法・・・・・・・・政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）

特例法・・・・・・・・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式
投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成
13 年法律第 147 号）

町執規・・・・・・・・中井町公職選挙法令執行規程（平成 3 年中井町選挙管理委員
会告示第 4 号）

ポス掲条例・・・・・・・・中井町選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 61 年
中井町条例第 24 号）

ポス掲規程・・・・・・・・中井町選挙ポスター掲示場の設置に関する規程（昭和 62 年
中井町選挙管理委員会規程第 1 号）

公報条例・・・・・・・・中井町選挙公報の発行に関する条例（平成 10 年中井町条例
第 12 号）

公費負担条例・・・・・・・・中井町議会議員及び中井町長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例（令和 2 年中井町条例第 18 号）

（例：法 10 - 1⑥・・・・・・・・公職選挙法第 10 条第 1 項第 6 号）

目 次

第1章 総 括

1	選挙の日程（抄）	1
2	選挙に関する届出等の時間	2
3	代理人が届け出る場合の留意点	2
4	選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	2

第2章 候補者となるためには

1	候補者としての資格	3
2	立候補届出手続	4
3	立候補の届出をしたときに交付される物件等	8
4	事前説明会のときに交付される諸用紙等	9
※	立候補届出書類等の事前審査	10

第3章 候補者となってから

1	選挙事務所	11
2	選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	12
3	選挙運動用通常葉書	14
4	選挙運動用ビラ	15
5	選挙運動用ポスター	16
6	新聞広告	16
7	個人演説会	17
8	街頭演説	18
9	選挙公報	19
10	インターネット等を利用した選挙運動について	19
11	文書図画の撤去	20
12	選挙運動費用	21

第 1 章 総 括

1 選挙の日程（抄）

月 日	曜 日	事 項	摘 要
10月20日	火	選挙期日の告示 ・立候補届出受理 ・選挙事務所設置届の受理開始 ・出納責任者選任届の受理開始 ・選挙立会人選任届の受理開始 ・報酬を支給する者の届出の受理開始 ・選挙公報掲載申請の受理 ・公営施設使用の個人演説会開催申出の受理開始 ・公費負担関係届出の受理開始 ・選挙運動用物品等の交付 ・選挙運動用ポスターのポスター掲示場への掲示開始	午前8時30分から立候補の受付を開始します。 （中井町役場3階大会議室） （受付要領は、4ページ参照） 立候補届出と選挙公報掲載申請の受理は午後5時をもって締め切ります。
10月21日	水	期日前投票及び不在者投票開始	
10月22日	木	公営施設使用の個人演説会開始	
		選挙立会人選任届出期限	午後5時をもって届出の受理を締め切ります。
10月23日	金	補充立候補の届出期限	10月20日に届出のあった候補者が2人以上の場合で、10月20日午後5時後に候補者が死亡し、又は候補者を辞したものとみなされたときは、10月23日の午後5時まで補充立候補届出の受理を行います。
10月25日	日	投票日	投票時間は午前7時から午後8時までです。
		開票（選挙会）	開票と選挙会を合同して午後9時から開催します。 （中井町農村環境改善センター多目的ホール）
		当選人の告示	当選された人に対し告知し、告示します。
10月26日	月	当選証書の付与	午前10時から中井町役場3階3A会議室においてお渡しします。
11月9日	月	選挙運動費用収支報告書（第1回）提出期限	当選挙管理委員会に午後5時までに提出してください。

2 選挙に関する届出等の時間

選挙について、当選挙管理委員会及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています。(法270本文)さらに、これらの届出等の効力は、到達主義を採っていますから、諸届出等は、締切日(期限)より早めに提出してください。

また、選挙の期間中は、土曜日、日曜日でも当選挙管理委員会は執務しています。

3 代理人が届け出る場合の留意点

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出(作成)名義人が届け出るものとなっていますが、届出(作成)名義人以外の者(以下「代理人」という。)が届け出る場合には、届出(作成)名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する場合があります。また、届出者が届出(作成)名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がありますので、届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。

委任関係の確認は、原則委任状により行いますが、委任関係が確認できない場合は、ただちに書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。なお、いずれの届出書類も届出(作成)名義人の押印がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、当該届出書類を代理人の押印または署名で訂正する場合は委任状の提出が必要です。

※ 本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

4 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

選 挙 長	選挙長職務代理者
武 田 信 治	篠 嶋 美代子

○ 上記の者が職務を行う場所

＊ 10月20日(立候補届出日)

中井町比奈窪56番地 中井町役場 3階 大会議室

＊ 上記以外の日

中井町比奈窪56番地 中井町役場 2階 中井町選挙管理委員会事務室

第2章 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

日本国民であって、年齢満25年（選挙期日現在）以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることができません。（法 10-1⑥、11-1、-2、11 の2、政規法 28、特例法 17-1、-2、-3）

【欠格事項】

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から10年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- ④ 選挙等の犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者及び法第252条の規定により被選挙権を停止されている者
- ⑤ 政規法第28条の規定により被選挙権を停止されている者
- ⑥ 特例法第17条第1項から第3項までの規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることができません。

(3) 重複立候補の禁止

一の選挙において候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず、同時に他の選挙の候補者となることができません。（法 87）

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

- ① 投票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることができません。（法 88）
- ② 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。）たることを辞したものとみなされます。（法 89、90）

(5) 町と請負関係にある場合の注意

中井町と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を当選挙管理委員会に届出しないときは、その当選を失いますのでご注意ください。（法 104）

2 立候補届出手続

(1) 必要な書類

① 候補者届出書(本人届出又は推薦届出) (法 86 の 4-1、-2)

推薦届出の場合は、次の②、③、④及び⑤の他に「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(中井町の選挙人名簿に登録されている旨の当選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書)」が必要です。

(注) 候補者の印の押印は不要ですが、抹消または訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ修正してください。また枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名または押印をしてください。

(注) 候補者届出書に押印した印鑑は、届出の際必ず持参してください。

② 供託書正本

ア 供託金

現金50万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。

供託は、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で法務局に供託することが必要です。(法 92-1⑩)

イ 供託書正本は供託した法務局で交付します。なお、法務局が供託金を払い込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと、供託の効力が生じません。

③ 宣誓書(候補者となることができない者でない旨の宣誓書) (法 86 の 4-4)

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び中井町長選挙において候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

④ 所属党派証明書(法 86 の 4-4)

無所属の方は必要ありませんが、その場合、①の候補者届出書の党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。なお、政党等に所属していても所属党派証明書を有しない方は、①の候補者届出書の党派欄に「無所属」と記載してください。

⑤ 戸籍の謄本又は抄本(令 89-2)

⑥ 通称認定申請書(令 89-5、準用令 88-8)

本名(戸籍名)に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に申請します。

⑦ 住民票(本人のみのもので可、マイナンバーの記載不要)

法律上必要とされる書類ではありませんが、候補者届出書に記載された住所の確認のため、提出して下さるようお願いします。(令和 8 年 8 月以降発行のもの)

(2) 届出の日及び届出先

① 届出の日 10月20日(選挙期日の告示日)のみです。

(注) 万一、候補者たることを辞退する場合も同日限りです。(法 86 の 4-10)

② 届出の時間 届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。(法 270)

③ 届出先 中井町比奈窪56番地 中井町役場3階大会議室の選挙長(2ページ参照)へ届け出なければなりません。

(3) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、10月20日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は、次の方法により決定します。

① 受付の順序を決めるくじ

午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の予備くじ及び本くじを引き、受付の順序を決めます。

＊「予 備 く じ」・・・本くじを引く順序を決めるくじをいいます。なお、予備くじは、到着順にくじを引いていただきます。

＊「本 く じ」・・・立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

② 立候補届出の受付

① によって受付の順序が決まりますと、この順序によって立候補届出の受付を開始します。

(注) 10月25日の午前8時30分までにおいでにならなかった方(午前8時30分後においでになった方)、届出の書類がそろっていない方又は事前審査が終了していない方は、くじを引いた方たちの後に受け付けます。したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行うことになります。

(4) **立候補届出書類の記載及び添付書類に関する注意事項**

【全般的事項】

- ① 文字は、楷書で明確に記載してください。
- ② 数字は、算用数字（1、2、3・・・）で記載してください。
- ③ 抹消又は訂正した箇所には原則として候補者の印を押印してください。

【個別的事項】

① 候補者届出書(本人届出)関係

ア 候補者欄

「氏名」は、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

また、「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合(通称を使用する場合)にも戸籍名で記載してください。

イ 性別欄

男、女の別を記載してください。

ウ 本籍欄・住所欄

戸籍謄(抄)本及び住民票のとおりに都道府県名から記載してください。

エ 生年月日欄

戸籍謄(抄)本又は住民票に記載されているとおりに、元号(昭和、平成)から記載し、満年齢は、投票日(選挙の期日)現在で算定して、記載してください。

オ 党派欄

所属党派証明書をお持ちの方はその政党名を記載し、政党等に所属していない方は「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても所属党派証明書をお持ちでない場合は「無所属」と記載してください。

カ 職業欄

主として生計を立てている職業を一つ記載し、兼職禁止の職にある者はその職名を、中井町と請負関係にある者はその旨を記載してください。

《記載例》中井町長、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、弁護士…等

(注) 町長との兼職禁止の職は次のとおりです。(地方自治法 141)

- ・ 衆議院議員又は参議院議員
- ・ 地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(注) 兼職禁止の職にある者は、法第89条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第90条の規定により、立候補届出が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。

ただし、任期満了による選挙について、現職の者がその選挙に立候補する場合は除外されます。

(注) 中井町と請負関係にある者が立候補し、当選人となった場合に、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を当選挙管理委員会に届出しないときは、当選を失います。(法104)

キ 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。(アドレスは「http(s)」から記載してください)。記載しない場合は、空欄としてください。

なお、記載しない場合は、選挙管理委員会からアドレスが周知されません。

ク 添付書類欄

無所属の者は、「3 所属党派証明書」を二重線で抹消してください。

ケ 枠外下部の記載事項

候補者欄に記載した氏名(戸籍名)を記載してください。

コ 押印箇所について

候補者の印の押印は不要ですが、抹消または訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ修正してください。また枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名または押印をしてください。

(注) 「通常の活字・書体にて可」とは、届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載した者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

② 宣誓書関係

候補者届出書に記載したとおりに住所及び氏名(戸籍名)を記載してください。

(5) 通称認定申請

① 「通称使用」とは、当選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名(戸籍名)に代えて記載又は使用する次の場合をいいますが、この場合には、選挙長に対して「通称認定申請」を行う必要があります。

ア 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載したい場合

イ 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載したい場合

ウ 戸籍簿に記載された氏を改正前の氏(いわゆる旧姓)で記載したい場合

エ 戸籍簿に記載された氏名(戸籍名)によらず、他の氏名を使用したい場合

- ② 申請する場合において、上記ア、イ及びウの場合については、申請書のみで足りませんが、エの場合には本名(戸籍名)に代わるものとして広く通用していることを説明し、そのことを証するに足りる資料の提示(添付)が必要です。(令 89-5 準用 88-8)

(注) 「広く通用していることを証する資料」とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

通称認定申請が認められますと、次の事項については全て通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。

なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係はありません。

- ③ 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

ア 立候補届出の告示

イ 新聞広告

ウ 選挙公報

エ 投票所内の氏名等掲示

オ 期日前投票所及び町選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票場所内の氏名等掲示

(注) 上記以外のもの、例えば、選挙運動用のポスター、ビラ、立札、看板等に本名(戸籍名)あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者が自由に決められます。

3 立候補の届出をしたときに交付される物件等

(1) 物件、証明書等

1	自動車・船舶用表示板	1 枚
2	拡声機用表示板	1 枚
3	乗車・乗船章（腕章）	4 枚
4	選挙運動員章（腕章）	1 1 枚
5	標旗	1 流
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	2 5 枚
8	新聞広告掲載証明書	2 枚
9	選挙運動費用支出制限額告知書	1 枚
10	選挙運動用ビラ証紙交付票（ビラ届出書を提出した候補者に限る）	1 枚
11	選挙運動用ビラ証紙（ビラ証紙交付票を提出した候補者に限る）	5, 0 0 0 枚

物件等については、交付の際に受領者の本人確認のうえ受領書に署名をいただきますので、受領者の本人確認書類を必ず持参してください。

また、これらの交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、当選挙管理委員会にあります。）を当選挙管理委員会に提出して、そのものと引換えに新品の再交付を受けてください。交付物件を紛失又は焼失したときは、再交付申請書により、再交付を申請してください。なお、物件等を紛失した場合は、警察署に紛失届を提出の上、再交付の申請を行ってください。

ただし、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書又は選挙運動用ビラ証紙を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんから十分注意してください。

4 事前説明会のときに交付される諸用紙等

(1) 立候補関係諸用紙等

1	候補者のしおり（本書）	1 冊
2	候補者届出書（本人届出）	1 枚
3	候補者届出書（推薦届出）	1 枚
4	候補者推薦届出承諾書	1 枚
5	推薦届出代表者証明書	1 枚
6	（候補者となることができない者でない旨の）宣誓書	1 枚
7	通称認定申請書	1 枚
8	選挙事務所設置・（異動）届	1 枚
9	選挙事務所設置・（異動）承諾書	1 枚
10	候補者用通常葉書使用証明書（見本）	見本提示
11	選挙運動用通常葉書差出票（見本）	見本提示
12	選挙運動用ビラ届出書	1 枚
13	選挙運動用ビラ証紙交付票（見本）	見本提示
14	新聞広告掲載証明書（見本）	見本提示
15	個人演説会開催申出書	3 枚
16	個人演説会開催申出の撤回申出書	1 枚
17	出納責任者選任（異動）届	1 枚
18	出納責任者選任（異動）承諾書	1 枚
19	出納責任者職務代行開始（終了）届	1 枚
20	（報酬を支給する者の）届出書	5 枚
21	選挙運動費用最高制限額告知書（見本）	見本提示
22	会計帳簿の様式（1 収入簿）	1 部
23	会計帳簿の様式（2 支出簿）	1 部
24	選挙運動費用収支報告書	1 部
25	領収書を徴し難い事情があった支出の明細書	1 枚
26	振込明細書に係る支出目的書	1 枚
27	（証明書及び物品の）受領書	1 枚
28	委任状	1 枚
29	選挙立会人となるべき者の届出書(兼)承諾書	1 枚
30	候補者辞退届出書	1 枚
31	選挙郵便のご案内	1 冊
32	制限外積載許可申請について	1 部
33	供託書・OCR 用	1 枚
34	供託書・OCR 用＜記載例＞	1 枚
35	選挙終了後の供託金の取戻手続の御案内	1 枚
36	選挙供託金の取戻請求について	1 枚
37	供託金払渡請求書	1 枚

(2) 選挙公報関係諸用紙等

1	選挙公報掲載申請のしおり	1 冊
2	選挙公報掲載申請書	1 枚
3	選挙公報掲載文原稿用紙（ケース入り）	2 枚
4	選挙公報掲載文撤回（修正）申請書	1 枚

(3) 公費負担関係諸用紙等

1	公費負担のしおり	1 冊
2	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	4 枚
3	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	1 枚
4	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	1 枚
5	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	1 枚
6	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	1 枚
7	請求書(選挙運動用自動車使用)	4 組
8	選挙運動用ビラ作成契約届出書	1 枚
9	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	1 枚
10	選挙運動用ビラ作成証明書	1 枚
11	請求書(選挙運動用ビラの作成)	1 組
12	選挙運動用ポスター作成契約届出書	1 枚
13	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	1 枚
14	選挙運動用ポスター作成証明書	1 枚
15	請求書(選挙運動用ポスターの作成)	1 組

※不足した用紙、未配布の用紙等については、当選挙管理委員会へご請求ください。

また、町ホームページ上からも用紙のデータをダウンロードできます。

※(1)32 制限外積載許可申請書又は(1)33 供託書・OCR 用及び(1)37 供託金払渡請求書の再交付については、それぞれ松田警察署又は法務局へご請求ください。

立候補届出書類等の事前審査

立候補届出書類の誤記や添付書類の不足を修正し、届出事務を円滑に行うため、当選挙管理委員会において、次により立候補届出書類の事前審査を行いますので、必ず受けてください。その際、立候補予定者(推薦届出による場合は、立候補予定者及び推薦届出(代表)者)の印鑑を必ず持参してください。

(1) 日 時 10月9日(金)

(2) 時 間 午後1時30分から午後4時まで

(3) 場 所 中井町役場 3階 大会議室

第3章 候補者となってから

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所は、1候補者につき1箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動(移転又は廃止)することができますが、1日に1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含みます。)することはできません。(法131-1⑤、-2)
- (2) 選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この300mの区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりませんが、廃止又は移転した場合は、直ちに選挙事務所の異動又は廃止を(3)により当選挙管理委員会に届け出なければなりません。(法132)
- (3) 選挙事務所を設置、異動又は閉鎖した場合は、**選挙事務所設置・異動(廃止)届**を直ちに当選挙管理委員会に提出しなければなりません。(法130-2、令108)
- (4) 選挙事務所を設置(異動)することができる者は、候補者又はその推薦届出者(推薦届出者が数人あるときはその代表者)です。(法130-1④)
推薦届出者が選挙事務所の設置(異動)を届け出る場合は、**選挙事務所設置(異動)承諾書**(用紙は、当選挙管理委員会にあります。)をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、**推薦届出代表者証明書**(用紙は、当選挙管理委員会にあります。)を併せて添えなければなりません。(令108-2、-3)
- (5) 選挙事務所(1箇所)のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設(休憩所、連絡所等)は、いかなる名称をもってしても設置することはできません。(法133)
- (6) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類(大きさは、縦350cm、横100cm以内)の数は、選挙事務所ごとに通じて3を超えることができず、また、ちょうちん(大きさは、高さ85cm、直径45cm以内)は1個に限られます。(法143-7、-9、-10)

2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

(1) 主として選挙運動に使用される自動車（道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいいます。以下「自動車」という。）と船舶は、いずれか 1 台(1 隻)に限り使用でき、立候補届出のときに交付される表示板を、自動車にあつては前面に、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません。（法 141-1①、-5、町執規 8）

(2) 選挙運動に使用できる自動車は、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満の自動車 1 台に限られます。（法 141-1①、-6）

(3) (2)の自動車車体に立札、看板を掲示する場合等は、その取付方法によっては、警察署長の許可が必要となりますので、出発地を管轄する警察署（松田警察署）に事前に相談及び指示を受けて、手続き（許可申請書に図面等を添付し正副 2 部提出）をしてください。（道路交通法 56、57）

また、自動車の使用については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

このほか、松田警察署では、使用自動車に関する各種相談に応じますので、連絡をとってください。

(4) 自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は、候補者及び自動車の運転手(1 人に限ります。)又は船舶の運航に従事する船員(人数に制限はありません。)を除いて 1 台(1 隻)につき 4 人を超えることはできません。この 4 人は、立候補届出のときに交付される乗車・乗船章(腕章)を着用していなければなりません。（法 141 の 2）

(5) 主として選挙運動用として使用できる拡声機(携帯用のものを含みます。以下同じ。)は 1 台1 台ですが、これには立候補届出のときに交付される表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません。（法 141-1①、-5、町執規 8）

なお、上記のほか個人演説会(演説を含みます。)の場合に限り、その開催中、その会場で別に 1 台 1 台使用しても差し支えないことになっており、これには表示板を付ける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでかまいません。（法 141-1 ただし書）

(6) 表示板及び乗車・乗船章(腕章)は、選挙期日後すみやかに当選挙管理委員会へ返還してください（町執規 10）。

(7) 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前 8 時から午後 8 時までの間に限って連呼行為が許されます。（法 140 の 2-1 ただし書）

ただし、連呼行為をする者は、学校（学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。（法 140 の 2-2）

なお、神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 9 年神奈川県規則第 113 号)第 46 条において商業用の宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じてご協力をお願いします。

- 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。
- 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値(例えば、第1種低層住居専用地域で午前8時から午後6時までの場合、50デシベル)プラス10デシベルの音量の範囲内とすること。この場合において音量は、音源から1メートルの位置において測定した音量とすること。

また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

- (8) 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。)その他の者との契約により候補者の選挙運動用自動車を有償で利用した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で利用することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(法141-8、公費負担条例2)

なお、「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

- (9) 自動車以外の諸車(自転車(原動機付のものを含む。)、そり、荷車、リヤカー等)の使用については、なんらの制限もなく、自由に使用できます。ただし、立札、看板、ポスター等を取り付けて使用することはできず、走行中の連呼行為もできませんのでご注意ください。

3 選挙運動用通常葉書

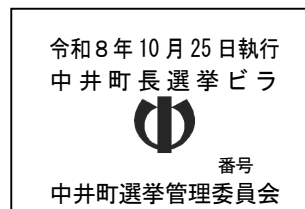
- (1) 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日(投票日)の前日までに、2,500枚を頒布することができます。(法142-1⑦)
- (2) 通常葉書は、立候補届出のときに交付される候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便株式会社二宮郵便局に提示して交付を受けることになっています。
なお、その際、併せて受領証を提出していただきますので、候補者の印鑑を持参してください。(公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)2、平成28年4月1日日本郵便株式会社公告)
- (3) 手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書(以下「会社発行葉書」という。)又は私製葉書を使用するときは、(2)の証明書を添えて日本郵便株式会社二宮郵便局に提出して選挙用の表示を受けなければなりません。
なお、手持ちの会社発行葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんのでご注意ください。
- (4) 選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出のときに交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて必ず郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社二宮郵便局の窓口に出すことになっていますので、ポストに投函しないようにしてください。(公職選挙郵便規則8)
- (5) (4)の選挙運動用通常葉書差出票1枚で差し出すことのできる選挙運動用通常葉書の枚数は100枚までです。したがって、100枚を超えて葉書を差し出すときは、超える数100枚ごとに、新たな差出票が必要になります。
なお、詳しくは、差出票の裏面に使用上の注意が書いてありますから参照してください。
- (6) 選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの(以下「書損葉書」という。)については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書をそれに充てることができるので、この場合は、書損葉書と引換えに日本郵便株式会社二宮郵便局で手持ちの葉書に選挙用である旨の表示を受けてください。(公職選挙郵便規則6-1)
- (7) 書留、速達等の特殊扱いは認められません(私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません。(内国郵便約款22))。
- (8) 交付又は選挙用の表示を受けた選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません。(法177-2)

4 選挙運動用ビラ

- (1) 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、候補者1人につき2種類以内で、その限度枚数は5,000枚です。(法142-1⑦)
- (2) ビラを頒布しようとする候補者は、選挙運動用ビラ2枚(2種類の場合は、それぞれ2枚)を添付の上、選挙運動用ビラ届出書により届け出なければなりません(法142-7、町執規10の2)。
- (3) ビラは、当選挙管理委員会が交付する選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ頒布する事ができません(法142-7)。

《選挙運動用ビラ証紙見本》

- ・大きさは、縦1.7cm、横2.4cm
- ・番号は、立候補届出順に数字が入ります。
- ・実際の証紙には、色付きの地模様が入ります。



- (4) 証紙の交付を受けようとする候補者は、立候補届出の時に交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入したうえ当選挙管理委員会に提出しなければなりません。

証紙の交付枚数が法定限度枚数(5,000枚)に達しない場合には、当選挙管理委員会で交付済の証紙の枚数を交付票に記入し、取扱者名を記入した上で、候補者にお返しいたしますので、残りの証紙の交付を受ける際には、必ず証紙交付票を提示してください。

なお、法定限度枚数の証紙を受けたときは、交付票は当選挙管理委員会へお返しください。

また、証紙は再発行しませんので、取扱いには十分ご注意ください。

- (5) ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えてはなりません。(法142-8) なお、形には制限はありません。
- (6) ビラの記載内容については、制限がないことから個人演説会の告知や政見の宣伝等も記載することができますが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。なお、色刷り、紙質について制限はありません。
- (7) ビラには、その表面に頒布責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所(法人にあっては名称;「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地)を記載しなければなりません。(法142-9)
- (8) ビラは表裏両面使用(印刷)が可能ですが、その形態は1枚程度のもので、雑誌・パンフレット等はビラには該当しませんのでご注意ください。
- (9) 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は他人に譲渡することはできません。(法177-2)
- (10) ビラは、立候補届出の日から選挙期日(投票日)の前日まで頒布できます。また、頒布方法は新聞折込によるもののほか、当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所での頒布に限られています。(法142-6、令109の6③)
- (11) 候補者は、選挙運動用ビラを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(法142-11、公費負担条例6)

なお、選挙運動用ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

5 選挙運動用ポスター

- (1) ポスターの大きさは、長さ42cm、幅40cmを超えてはなりません。(法 143-13)
なお、ポスターは縦長、横長のいずれでも可です。
- (2) ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所(法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地)を記載しなければなりません。(法 144-5)
- (3) 候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくもポスター掲示場に提示させるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません。(法 144 の4の2-2) なお、選挙管理委員会では、ポスターについての事前審査、内容確認は行いません。
- (4) ポスターは、当選挙管理委員会が設置したポスター掲示場(23箇所)以外には掲示できませんので注意してください。(法 143-4、ポス掲条例)
- (5) ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画に選挙運動用ポスターを1枚だけ掲示することができます。(法 143-4、ポス掲規程 3-3)
- (6) ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、選挙期日の告示日(10月20日。ただし、法 86 条の4に規定する立候補届出の受理後)からです。(ポス掲規程 3-2)
- (7) ポスター掲示場の設置場所の一覧表及び地図は、10月9日(金)頃に公開します。ホームページでPDF 及び中井町地理情報ポータル(GIS)で位置データを公開しますので、紙面で受領する必要はありません。
- (8) 候補者は、選挙運動用ポスターを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(法 143-15、公費負担条例 9)
なお、選挙運動用ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。
「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますのでご覧ください。

6 新聞広告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中2回に限り、有料で新聞広告をすることができます。この場合、2回とも同一の新聞であることを要しません。(法 149-4)
- (2) 広告の寸法は、横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、広告の色刷りは認められません。(規則 19-1、-5)
- (3) 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません。(令 89-5 準用 88-8)
- (4) 2人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その場合も回数は、各候補者につき、それぞれ1回として計算されます。
- (5) 広告の掲載手続は、立候補届出のときに交付される新聞広告掲載証明書に掲載原稿を添えて、自分の希望する新聞社に提出して掲載の申込みをすることになっています。(町執規

15)

- (6) 候補者の希望する期日に掲載を依頼するには、なるべく早めに申し込まれるのがよいでしょう。

7 個人演説会

(1) 開催場所

- ① 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです。(法 161-1)

施設所在地	施設の名称
中井町半分形350番地	中井町立中村小学校
中井町井ノ口2005番地	中井町立井ノ口小学校
中井町比奈窪295番地	中井町立中井中学校
中井町井ノ口1996番地1	中井町立なかいこども園
中井町井ノ口1843番地1	中井町立井ノ口公民館
中井町境1293番地	中井町境コミュニティセンター
中井町比奈窪56番地	中井町農村環境改善センター

- ② 個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。ただし、次のアの建物であっても、上記①に該当する場合は開催することができます。(法 166)

ア 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除きます。)

イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法第 141 条第 1 項から第 3 項までの船舶を除きます。)及び停車場その他鉄道地内

ウ 病院、診療所その他の療養施設

(2) 開催申出

- ① 公営施設使用の個人演説会の開催の申出は、立候補届出の際交付される**個人演説会開催申出書**によって開催日前2日(前々日)までに当選挙管理委員会に申し出なければなりません。(法 163、令 112-1)

- ② 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできませんので、同一の施設については、期間中に1回しか開催できません。(令 112-2)

- ③ 個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。

- ④ 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

(3) 開催回数

開催回数に制限はありません。

(4) 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません。(令 112-3)

なお、5時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

(5) 施設使用の費用

公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設(設備を含みます。)の使用については、無料です。(法 164)

(6) 個人演説会場で使用できる文書図画

① 個人演説会において開催中に使用できる文書図画については、会場内ではポスター、立札及び看板の類は制限なく掲示することができますが、会場外においては、ポスター、立札及び看板(大きさは、足を含め縦273cm以内、横73cm以内)の数が会場ごとに通じて2以内に限られます。また、ちょうちんの類(大きさは、高さ85cm以内、直径45cm以内)の掲示は会場内外を合わせて1個に限られます(法 143-8、-9、-10)

② 個人演説会の会場において掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。(令 110)

8 街頭演説

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(例えば、広場、空地等)で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいますが、街頭演説を行う場合には、演説者はその場所にとどまり、立候補届出のときに交付される標旗を掲げていなくてはなりません。(法 164 の 5-1①)

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限ってすることができます。

なお、街頭演説をする場合、演説者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法 164 の 6)

(3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について1.5人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、立候補届出のときに交付される選挙運動員章(腕章)又は乗車・乗船章(腕章)を着けていなければなりません。交付される選挙運動員章(腕章)は1.1枚で、乗車・乗船章(腕章)は4枚ですから、街頭演説を行う場合の運動員は、それぞれの腕章を着けた者を通じて1.5人までということになります。

なお、この選挙運動員15人の中には、「2選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(4)」(12ページ参照)で述べたように候補者及び運転手(自動車1台につき1人)又は船員は含まれませんから、これらの人は腕章を着ける必要はありません。(法 164 の 7)

(4) 標旗及び腕章は、選挙期日後すみやかに当選挙管理委員会へ返還してください。(町執規 25)

(5) 街頭演説をする場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することは許されます。(法 140 の 2-1 ただし書)ただし、「2選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(7)」(13ページ参照)に注意してください。

(6) 街頭演説をする場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類についてはそのまま差し支えありません。

9 選挙公報

- (1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま掲載します。(公報条例 4-1)
- (2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙期日の告示日(10月20日)の午後5時までに、選挙公報掲載申請書 1 通(掲載写真 1 枚を添付)に選挙公報掲載文原稿 1 通を添えて、当選挙管理委員会に提出してください。(公報条例 3-1)

なお、10月20日午後5時を過ぎて申請書を提出されても掲載を受けることができませんから注意してください。

- (3) 選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿等の記載に当たっては、別に配付します「選挙公報掲載申請のしおり」をよくご覧のうえ、誤りのないようにしてください。

(注) 選挙公報の発行にあわせて、町ホームページ上に選挙公報を掲載しますが、町ホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定多数の者に頒布することは公職選挙法の選挙運動用文書図画の規制に抵触するおそれがありますので、ご注意ください。
(法 142、146)

10 インターネット等を利用した選挙運動について

- (1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布
- ① ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画の頒布を行うことができます。「ウェブサイト等を利用する方法」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます(法 142 の 3-1)。
- ② 通常のホームページやブログなどのほか、エックス(旧ツイッター)、フェイスブックなどのSNSや動画中継サイトもウェブサイト等に含まれます。
- ③ ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやエックス(旧ツイッター)のユーザー名等を当該文書図画の受信者が使用する端末機器の映像面に正しく表示させることが義務づけられます(法 142 の 3-3)。
- ④ 選挙期日当日は、ウェブサイト等を更新することができません。
- (2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布
- ① 選挙運動用電子メールについては、候補者に限って頒布することができ、それ以外の者については、禁止されています(法 142 の 4)。
- ② 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスあてに、送信することができます(法 142 の 4-2)。

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったものの	政治活動用電子メールアドレスに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

- ③ 選挙運動用電子メール送信者は、送信にあたり、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません(法 142 の 4-5)。
 - ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
 - イ 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと
- ④ 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません(法 142 の 4-5)。
 - ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
 - イ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
 - ウ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと
- ⑤ 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、選挙運動用電子メールを送信することはできません(法 142 の 4-6)。
- ⑥ 選挙運動用電子メールの送信者は、頒布する選挙運動用文書図画に次の事項を表示しなければなりません(法 142 の 4-7)。
 - ア 選挙運動用電子メールである旨
 - イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
 - ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
 - エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先
- (3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等
有料インターネット広告に係る規制として、
 - ① 候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告
 - ② ①の禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告
 - ③ 候補者の氏名又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告を掲載することを禁止しています(法 142 の 6)。

11 文書図画の撤去

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次に掲げるところに従って、その撤去をしなければなりません。(法 143 の 2、178 の 2)

- (1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を移転又は廃止したとき直ちに
- (2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに
- (3) 個人演説会の会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該個人演説会が終了したとき直ちに
- (4) 個人演説会の開催中会場前等に掲示する立札及び看板の類については、選挙の期日以後速やかに

12 選挙運動費用

(1) 出納責任者

- ① 選挙運動に関する支出は、出納責任者(出納責任者の文書による承諾を得た者を含みます。)でないとできません(法 187-1) から、立候補の届出をすると同時に出納責任者選任届を当選挙管理委員会に提出してください。(法 180-1、-3、184)
- ② 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者又は推薦届出者です(法 180-1) が、推薦届出者が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です(出納責任者選任(異動)承諾書及び推薦届出代表者証明書の用紙は、当選挙管理委員会にあります。)(法 180-4)
- ③ 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、候補者及び選任者に文書で通知することにより出納責任者を辞任することができます。(法 181)
- ④ 選任者は、出納責任者に異動があったときは、①に準じて直ちに当選挙管理委員会に届け出(出納責任者異動届)なければなりません。(法 182)
- ⑤ 選任届、異動届の用紙は、当選挙管理委員会の交付したものを使用してください。不足の場合は、当選挙管理委員会に余部が用意してありますから請求してください。

(2) 選挙運動費用の支出制限額

- ① 選挙運動のために支出できる候補者1人当たりの金額(支出制限額)は、立候補届出当日、別途お知らせします。(法 194、令 127)
- ② この支出制限額には、立候補準備のための支出が含まれますから注意してください。
- ③ 出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません。(法 180-2) この場合の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用支出制限額から差し引いた金額以内の額ということになります。
- ④ 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後速やかに出納責任者に引き継がなければなりません。(法 187-2) これは、(5)で述べる収支報告書に出納責任者が一括して報告することになります。
- ⑤ 選挙運動に従事する者(以下「選挙運動員」という。)に対し支給することができる実費弁償の最高額及び選挙運動員のうち、選挙運動のために使用する事務員(以下「選挙事務員」という。)、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(以下「車上運動員」という。)、専ら手話通訳のために使用する者(以下「手話通訳者」という。) 及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は文書図画の掲示のために行う要約筆記(口述を要約して文書図画に表示することをいいます。) のために使用する者(以下「要約筆記者」という。) に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりです。(法 197 の 2-1、-2、町執規 30)

ア 選挙運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- a 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- b 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- c 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除きます。)について、路程に応じた実費額
- d 宿泊料(食事料2食分を含みます。) 1 夜につき23,000円
- e 弁当料 1 食につき1,500円、1日につき4,500円
- f 茶菓料 1 日につき1,000円

イ 選挙事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 15,000円

ウ 車上運動員 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 20,000円

エ 手話通訳者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 20,000円

オ 要約筆記者 1 人に対し支給することができる報酬の額

1 日につき 20,000円

- ⑥ 報酬を支給することができる選挙運動員は、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を合わせて1日9人以内(異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が45人以内)で、あらかじめ文書((報酬を支給する者の)届出書)で、当選挙管理委員会に届け出た者に限られます。(法197の2-2、-5、令129-3⑧、-8)

- ⑦ 選挙運動のために使用する労務者(以下「選挙労務者」という。)に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです。(法197の2-1、町執規30)

なお、選挙労務者とは、選挙人に対し直接投票を勧誘する行為や自らの判断に基づいて投票に有利な行為を行うなど、いわゆる公職選挙法にいう選挙運動を行うことなく、専ら候補者の指示に基づき単純な機械的な作業を行う者を指します。

ア 選挙労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

- a 基本日額 10,000円
- b 超過勤務手当 1 日につき基本日額の5割

(注) 電話による投票依頼やピウ配りに従事する者は選挙運動員となりますので、それらの者に報酬を支給することはできませんのでご注意ください。

イ 選挙労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- a 鉄道賃、船賃及び車賃 上記⑤ア a、b及びcに掲げる額
- b 宿泊料(食事料を除きます。) 1 夜につき20,000円

なお、選挙労務者に対しては弁当料及び茶菓料の実費弁償はできません。

- ⑧ 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当(携行するために提供された弁当を含みます。)に限られます。

なお、弁当については、一食1,500円以内で選挙運動期間を通じて225食(15人分×3食×5日)に限られます。(法139)

また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります。(令129-2)

(3) 寄附の禁止等

- ① 候補者が自分の選挙区内にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間(今回選挙については8月15日から選挙期日まで)を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事や食料の提供は、禁止)は、除かれます。(法199の2)
そして、一部の例外を除き、すべて罰則の対象となります。(法249の2)
なお、候補者以外の者が、候補者名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。
- ② 次に記載の候補者(現職及び候補者になろうとする者を含みます。)が陣中見舞等の寄附をすることも罰則の対象となりますので、受けないようご注意ください。(法199の2)
ア 参議院比例代表選出議員
イ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする参議院選挙区選出議員及び衆議院議員
ウ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする地方公共団体の議会議員及び長
- ③ 次の者(会社、法人等の団体も含みます。)からの寄附を受けることも違法となりますので、受けないようご注意ください。
ア 町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者(法199)
イ 会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除きます。)(政規法21-1、2)
ウ 外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものを除きます。)(政規法22の5)
エ 本人名義以外の名義又は匿名による寄附(政規法22の6)
- ④ 陣中見舞等選挙運動(政治活動を含みます。)のため個人から受ける寄附は、1人につき年間150万円を超えることはできませんので、ご注意ください(政規法22-2)。
- ⑤ 後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなを問わず処罰され、設立目的事業に関する寄附も選挙前の一定期間(今回選挙については、8月15日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます。(法199の5、249の5)
- ⑥ 候補者が、自分の後援団体(資金管理団体の場合を除きます。)に寄附することや政治教育集会に関する実費の補償をすることも、選挙前の一定期間(今回選挙については、8月15日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます。(法199の2、199の5、249の2、249の5)。

(4) 会計帳簿及びその記載要領

- ① 出納責任者は、規則第22条による会計帳簿(別記30号様式。収入簿と支出簿があります。)を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。(法185)
- ② 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出とみなされませんので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。(法197)
ア 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

- イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出（例：候補者が使用したタクシー代）
- エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- カ 法第 141 条の規定による選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出
（例：選挙運動用自動車の借上料、選挙運動用自動車のガソリン代、選挙運動用自動車の運転手代、有料道路通行料）

なお、供託金は、選挙運動費用ではないと解されていますので、選挙運動費用には算入しません。

- ③ 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から請求があったときは直ちに）寄附した者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに
出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています。（法 186）

- ④ 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、
選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書
その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変のため連絡
が途絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や電車、バスの切符の購入等社会通念上領
収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよいことになってい
ます。（法 188-1）

- ⑤ 収入簿に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ず
しも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払をせずに、労力奉仕をしても
らったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われて
おりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。したがって、
見積もられた金額を収入簿に記載しますが、労力の提供を受けたときは、同時に併せて支
出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。なお、供与を受けた
物品は、使用したときに支出に計上します。

- ⑥ この帳簿には、収入又は支出のあった都度、日を追って記載し、記入漏れ等のない限り、
月日の交錯することのないように整備しておくことが必要です。
- ⑦ 寄附をした者が、政治団体である場合の「職業」欄には、「政治団体」と記載します。
- ⑧ 支出簿は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」
の 2 科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、更に次の 10 費目を設けて各費目ごとに記
載することになります。

ア 人件費……人件費としては、選挙労務者並びに選挙事務員、車上運動員、手話通
訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。

イ 家屋費

- a 選挙事務所費……事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上
料及び電話の架設費も含まれます。
- b 集会会場費等……主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机
等備品の借上料が含まれます。

ウ 通 信 費・・・事務連絡用電報、電話(借上料及び通話料)及び事務連絡のための郵便(葉書、封書)等に要する費用です。

エ 交 通 費・・・選挙運動員及び選挙労務者の船車馬賃の実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に換算して費用の中に加算します。

オ 印 刷 費・・・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター及び選挙運動用通常葉書の印刷費が主なものです。なお、それらの費用が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

カ 広 告 費・・・新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。なお、立札、看板の作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

キ 文 具 費・・・紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

ク 食 糧 費・・・湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当料及び茶菓料です。

ケ 休 泊 費・・・休憩及び宿泊に要した費用です。

コ 雑 費・・・その他光熱水費等です。

- ⑨ 支出簿も収入簿と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば、無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積もった金額を金銭支出として記載することになります。

この場合には、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には見積の根拠を「無償労務提供5日分」等と記載し、「支出の目的」欄には「労務費」等と記載することになります。また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区別を記載します。

- ⑩ 選挙運動員(選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を除きます。)には、報酬を支給することはできません。この場合、実費弁償は差し支えありませんから、人件費以外の費目、例えば、交通費とか休泊費とかに要した実費を記載することになります。
- ⑪ 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならないことになっておりますから特に注意してください。(法 191)

(5) 収支報告書の提出と記載要領

- ① 出納責任者は、次により、選挙運動に関する収支報告書を提出しなければなりません。(法 189)
- ② 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっておりますので、併せて提出することになります。(法 189-3)
- ③ 収支報告書に記載するものは、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算のうえ、記入しなければなりません。(法 189-1)
- ア 選挙期日の告示日(10月20日)前になされた寄附及びその他の収入並びに支出
- イ 選挙期日の告示日から選挙期日(10月25日)までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- ウ 選挙期日後第1回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- エ 前記のア～ウの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出
- ④ 収支報告書は会計帳簿にしたがって作成し、次により精算して当選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、その収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の

目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面の写し(領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であって、当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し)を添付してください。(法189-1)

また、領収書の宛名は「候補者名」又は「選挙事務所名」としてください。

なお、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費が公費負担で行われる場合、その額が全額公費負担で賄われるときには、領収書の写しは不要です。ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合には、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。

ア 第1回分の収支報告書は、選挙期日から15日以内(11月9日まで)

イ 第1回分の報告書を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

- ⑤ 報告書用紙は、当選挙管理委員会が交付したものを使用し、1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。なお、継続用紙が不足したときは、当選挙管理委員会に請求してください。また、総務省のホームページからダウンロードした様式を使用されても構いません。

※総務省(選挙運動費用収支報告書作成支援様式) URL

https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html